

第 28 回 国家への自由 (2)

2. 一票の較差

- ・ 現行制度上、1 人 1 票の原則は保障されている（公職選挙法 36 条）が、衆議院議員選挙の小選挙区選挙及び参議院議員選挙の選挙区選挙において、各選挙区の区割りや議員定数の配分に不均衡があり、有権者数との比率において、各選挙人の投票価値に不平等が生じていることが問題視され、選挙のたびに選挙無効訴訟（204 条）が提起される。

(1) 衆議院の中選挙区選挙

- ・ 1972（昭和 47）年 12 月 10 日に行われた衆議院議員選挙の千葉県第 1 区の選挙に関して、同選挙区の選挙人が、公職選挙法 204 条に基づき、同選挙を無効とする判決を求めて提訴した。その無効理由として、選挙当時の公職選挙法別表第 1、同法附則 7 項ないし 9 項の規定による各選挙区間の議員 1 人当たりの有権者分布表比率は最大 4.99 対 1 に及んでおり、これは、一部の選挙区の国民を不平等に扱ったものであり、日本国憲法 14 条 1 項に反すると主張した。第 1 審（東京高判昭和 49 年 4 月 30 日行集 25 巻 4 号 35 頁）は、議員定数の不平等が容認できない段階ではないとして棄却したので、原告が上告した。これに対して、最高裁判所は、(1) 投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素を斟酌してもなお、一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達しているときで、かつ、(2) 人口の変動の状態を考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのに、それが行われない場合には違憲となるという基準を示したうえで、当該選挙は、選挙の平等の要求に違反し、配分規定は全体として違憲の瑕疵を帯びると判示しながらも、選挙の効力については、選挙を全体として無効にすることによって生じる不当な結果を回避するために、行政事件訴訟法 31 条に定める事情判決の法理を援用し、選挙を無効とせず違法の宣言にとどめる判決を行った（最大判昭和 51 年 4 月 14 日民集 30 巻 3 号 223 頁）。
- ・ その後、投票価値の不平等について、最判昭和 63 年 10 月 21 日民集 42 巻 8 号 644 頁が最大較差 2.92 を合憲とする一方で、最大判平成 5 年 1 月 20 日民集 47 巻 1 号 67 頁は最大較差 3.18 を違憲状態と判示していた。また、合理的期間については、最大判昭和 58 年 11 月 7 日民集 37 巻 9 号 1243 頁が、1980（昭和 55）年 6 月の衆議院議員選挙における最大較差 3.94 を違憲状態にあるとしつつも、最大較差を 2.92 に縮小した 1975（昭和 50）年の法改正により不平等は一応解消されたと評価できるとしたうえで、本件選挙当時（改正法の公布から約 5 年、施行から約 3 年半）は定数不均衡を解消するために認められる合理的期間内であったとして、定数配分規定を合憲であると判示した一方で、その約 3 年半後の、法改正がなされずそのまま実施された 1983（昭和 58）年 12 月の衆議院議員選挙（最大較差は 4.40 に拡大していた）については、合理的期間内には是正が行われなかった場合であると判示した（最大判昭和 60 年 7 月 17 日民集 39 巻 5 号 1100 頁）。

(2) 衆議院の小選挙区選挙

- ・ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成 24 年法改正前）3 条 1 項は、「各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口……うち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない」と規定し、また、同条 2 項は、「各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法……第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする」と規定していた。
- ・ 初めての小選挙区制選挙（1996（平成 8）年 10 月）では、較差は最大 2.309 であったが、最高裁判所は合憲と判示した（最大判平成 11 年 11 月 10 日民集 53 卷 8 号 1441 頁）。
- ・ 最大判平成 23 年 3 月 23 日民集 65 卷 2 号 755 頁は、1 人別枠方式について、「新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになった段階においては、その合理性が失われる」としたうえで、2.304 対 1 の較差を違憲状態と判示した。

(3) 参議院の選挙区（地方区）選挙

- ・ 最大判昭和 58 年 4 月 27 日民集 37 卷 3 号 345 頁は、事実上の都道府県代表的性格という特殊性を重視し、かつ立法府の裁量を広汎に認めつつ、(1) 到底看過することができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態になり、(2) それが相当期間継続し、不平等状態を是正するなんらの措置を講じないことが国会の裁量的権限の限界を超えると判断される場合に、違憲になるという基準を示したうえで、最大 5.26 対 1 の較差を合憲と判示した。
- ・ その後、最高裁判所は、最大較差 5.85 の参議院選挙を合憲とする（最判昭和 63 年 10 月 21 日判時 1321 号 123 頁）一方、最大較差が 6.59 の選挙を違憲状態と判示した（最大判平成 8 年 9 月 11 日民集 50 卷 8 号 2283 頁）。
- ・ 最大判平成 24 年 10 月 17 日民集 66 卷 10 号 3357 頁は、参議院が衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っている以上、参議院議員の選挙であること自体から直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべきとはいえず、また、都道府県を参議院議員の選挙区の単位としなければならない憲法上の要請はなく、投票価値の大きな不平等状態が継続するならば、仕組み自体を見直す必要があると述べたうえで、最大較差 5.00 を違憲状態と判示した。

Quiz

- Q28 衆議院議員定数不均衡訴訟判決（最高裁判所昭和 51 年 4 月 14 日大法廷判決、民集 30 卷 3 号 223 頁）に関する次のアからウまでの各記述について、当該判決の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。
- ア. 憲法第 14 条第 1 項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、国民は全て政治的価値において平等であるべきとする徹底した平等化を志向するものであり、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等も、憲法が要求するところである。
 - イ. 議員定数配分に際しては、人口比例の原則が最も重要かつ基本的な基準ではあるが、投票価値の平等は、国会が正当に考慮することのできる他の政策的な目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会の裁量権の行使の際における考慮要素にとどまる。
 - ウ. 投票価値の不平等が、国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達し、かつ、合理的期間内における是正が憲法上要求されているのに行われないうち、当該選挙は違憲無効となる。